

川辺清掃センター解体工事

解体作業計画書

令和7年4月

南九州市

目 次

1. 解体工事の概要	1
2. 汚染物の除去	15
3. 汚染物除去後の解体方法	21
4. ダイオキシン類ばく露防止対策工事フロー	24
5. 解体物の分別、保管、処理及び再資源化	25
6. 作業環境測定及び周辺環境調査計画	26
7. 解体跡地整備計画	30
8. 工事工程表（案）	31

1. 解体工事の概要

1) 解体対象施設概要及び解体範囲

- ・施設名称：川辺清掃センター
 - ・所在地：鹿児島県南九州市川辺町上山田地内
 - ・建築構造・階数・床面積
- (1) 焼却場・不燃物処理室：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

地下1階 地上2階建

床面積 地階ピット 195.00 m²

1階 1,178.80 m²

2階 133.39 m²

延床面積 1,507.19 m²

基礎杭

PHC杭 A種 φ450 13m 28本

PHC杭 A種 φ350 14m 6本

PHC杭 A種 φ350 13m 6本

PHC杭 A種 φ350 12m 9本

PHC杭 A種 φ350 10m 8本

PHC杭 A種 φ350 9m 6本

PHC杭 A種 φ350 6m 4本

処理方式と規模

①焼却設備 ストーカ式焼却炉 20t/8h (10t×2炉)

②不燃物減容設備 破碎・圧縮処理方式 5t/8h

③計量機 2.97m×5.98m×D1.2m

着工：平成4年8月

竣工：平成6年3月

(2) 煙突：鉄筋コンクリート造

地上高30m

外筒：鉄筋コンクリート 外径φ2,828mm

内側：レンガ1枚積

基礎杭

PHC杭 A種 φ450 12m 12本

着工：平成4年8月

竣工：平成6年3月

- (3) ダイオキシン処理プラント：鉄骨造 平屋建て
床面積 1階 99.19 m²
基礎杭（深層地盤改良）
改良径φ800 7m 4本（タワーミル基礎）
改良径φ800 6.45m 8本（建屋基礎）

処理方式と規模

- ①ダイオキシン処理プラント 処理能力1.5t/日
②窒素設備
③排ガス処理プラント
着工：平成14年6月
竣工：平成14年11月

- (4) 倉庫：鉄骨造 平屋建て
床面積 63 m²

- (5) 資材倉庫：鉄骨造 平屋建て
床面積 33 m²

- (6) Na保管庫：鉄骨造 平屋建て
床面積 20 m²

- (7) 触媒保管庫：鉄骨造 平屋建て
床面積 20 m²

- (8) オイルタンク置場
2.3m×2.3m×H0.6
油水分離槽：2.3m×0.6m×D0.65m

- (9) スtockヤード（北側）
床面積 140 m²

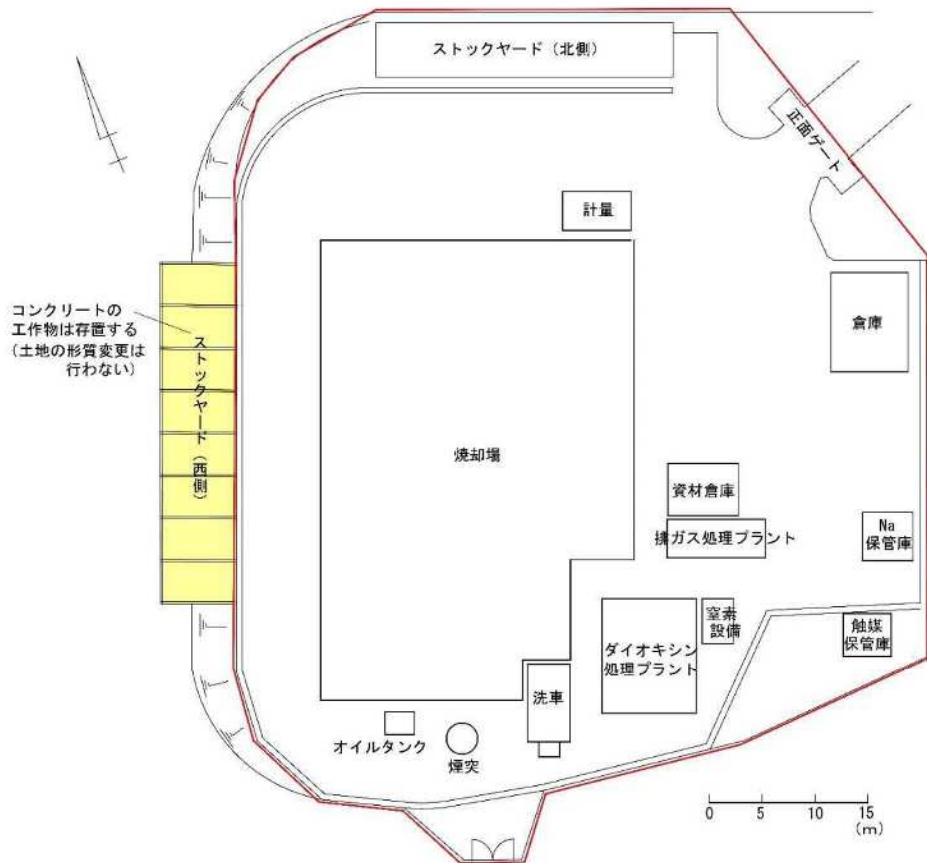
- (10) 洗車場
土間コンクリート7m×4m
油水分離槽：1.4m×2m×D1.15m

- (11) 外構

アスファルト舗装、コンクリート舗装、側溝、雨水枡、縁石、ハンドホール、芝生、植栽ほか

埋設物：設備配管・配線、雨水配管

今回の解体範囲は、焼却場、煙突、ダイオキシン処理プラント、倉庫、保管庫、ストックヤード（北側）等であり、ストックヤード（西側）は存置する。



土地の形質変更をする範囲
 約 4,420m²

形質変更面積計算表

座標点	X _n (m)	Y _n (m)	(X _{n+1} - X _n) · Y _n
1	0.000	0.000	0.000000
2	18.710	-23.388	-435.381967
3	18.616	-61.421	1088.698086
4	0.985	-69.573	2505.967097
5	-17.403	-74.218	1512.502833
6	-19.394	-80.663	649.897328
7	-25.460	-80.758	926.235059
8	-30.863	-75.829	1013.456563
9	-38.825	-74.976	1058.909281
10	-44.987	-69.194	557.490438
11	-46.882	-62.369	104.191510
12	-46.657	-23.674	-1.640166
13	-46.813	-16.269	-33.346233
14	-44.607	-8.625	-48.454848
15	-41.195	-4.549	-50.881738
16	-33.422	-0.094	-3.878431
敷地面積		倍面積	8,843.764811
4,421.88 m ²		面積	4,421.882406

解体範囲図

2) 解体対象設備概要 (機械設備)

(1) 焼却場

① 受入供給施設

計量機 振子指示式 最大秤量 10 t	5.4×2.4	1 基
プラットフォーム コンクリート舗装	84 m ² 12×7	1 基
ごみピット 鉄筋コンクリート造	186.7 m ³ 11.4×3.9×4.2	1 基
投入扉 観音開式	幅 3.0×高 4.0	2 基
ごみクレーン 天井走行クレーン	定格荷重 0.5t バケット容量 1.2 m ³	1 基

② 燃焼設備

ホッパ 溶接鋼板製 容量 8.36 m ³	開口部 3.2×2.45	2 基
給じん装置 プッシュ式		2 基
乾燥ストーカ ストーカ式	火格子面積 3.28 m ² 2.0×1.64	2 基
燃焼ストーカ ストーカ式	火格子面積 4.51 m ² 2.75×1.64	2 基
後燃焼ストーカ ダンピングロストル	火格子面積 1.64 m ² 1.0×1.64	2 基
炉本体 自立式レンガ積構造	炉容積 31.25 m ³ /炉	
	耐火物 SK34 相当品+断熱材	2 基
重油バーナ ガンタイプ	80/h	2 台
送油ポンプ ギヤポンプ	0.84 m ³ /h at 2kg/cm ² , 0.2kw	2 台
重油タンク 屋外地上式	1,900ℓ	1 基

③ ガス冷却設備

本体 水噴射式	容積 20.8 m ³ /基	2 基
噴射ポンプ 電動機直結型	4.2 m ³ /h、7.5kw	2 台
噴射ノズル リターン型	0.45 m ³ /h×6本=2.7 m ³ /h	2 組

④ 排ガス処理設備

バグフィルタ ろ過式	処理ガス量 14,000 m ³ N/h	2 基
有害ガス除去装置 乾式	処理ガス量 14,000 m ³ N/h	2 基

⑤ 通風設備

押込送風機 電動機直結ターボファン	160 m ³ /min、250mmAq、15.0kW	2 台
空気予熱器 管外ガス式		2 基
風道 鋼板溶接製ダクト		2 組
煙道 溶接鋼板製		2 基
誘引送風機 電動機直結ターボファン		
	470 m ³ /min、320mmAq、37.0kW、at 100°C	2 台
煙突 鉄筋コンクリート造、丸型	頂口径 1.0mΦ 高さ 30m	1 箇所

⑥ 灰出設備

灰出コンベヤ	チェーン式コンベア	能力 1.0t/h	0.58×(14+25)	1 基
灰バンカ	自立高架式角型	2.9 m ³	2.5×1.8×1.6	1 基

⑦ 排水処理設備

1) ごみピット排水

ごみピット排水貯留槽	鉄筋コンクリート造	容量 0.34 m ³		1 基
汚水移送ポンプ	水中ポンプ	吹出量 3 m ³ /h		2 台
ごみ汚水ろ過器	ストレーナ	能力 最大 1.0 m ³ /h		1 基
ろ過貯留槽	PE 製	容量 2.0 m ³		1 基
液噴霧ポンプ	過巻ポンプ	吹出量 40ℓ/min		2 台
ろ液噴霧器	二流体噴霧ノズル	噴霧量 300~600ℓ/h		2 基

2) プラント・生活排水

汚水受槽	鉄筋コンクリート造	容量 15.0 m ³		1 基
凝集沈殿槽	鋼板溶接構造	容量 1.63 m ³		1 基
処理水槽	噴霧水槽兼用			1 基
曝気ブロワ	ルーツブロワ	容量 0.48 m ³ N/min		1 台

⑧ 不燃物減容化設備

供給ホッパ	アーチングブレーカ、バースクリーン付			1 基
選別コンベア	W=600、L=13m	横棧付		1 基
吊り下げ磁選機				1 基
鉄留ホッパ				1 基
金属圧縮機				1 基
ローラコンベア	L=2			1 基
電動ホイスト				1 基
ガラス破砕機				1 基
排出コンベア	W=400			1 基
振動スクリーン				1 基
可燃、不燃物ホッパ				1 基
エアーコンプレッサー	3.7kW			1 台
集じん器	ダクトホース付			1 基

(2) ダイオキシン処理プラント

① 焼却灰前処理設備

可動シュート	手動式			1 基
焼却灰貯留槽	4 m ³	切出し装置付き		1 基
焼却灰乾燥機	蒸発量 40kg/h	電気式		1 台

篩い分け機 トロンメル式 1.5t/h	1 台
乾燥灰貯留槽 2 m ³ 切出し装置付き	1 基
No. 1 焼却灰搬送コンベア ケースコンベア 2t/h	1 台
No. 2 焼却灰搬送コンベア ベルトコンベア 1.5t/h	1 台
No. 3 焼却灰搬送コンベア ケースコンベア 1.5t/h	1 台
② 飛灰搬送貯留設備	
飛灰貯留槽 2 m ³ 切出し装置付き	1 基
No. 1 飛灰搬送コンベア ケースコンベア 1.5t/h	1 台
No. 2 飛灰搬送コンベア ケースコンベア 1.5t/h	1 台
③ 混合反応設備	
定量切出装置 ロードセル式 500L/回	1 台
薬品投入装置 (1) Na ブロック供給機 90L	1 台
薬品投入装置 (2) 触媒供給機 100L	1 台
薬品投入装置 (3) 粉体供給機 74kg/h	1 台
脱ハロゲン反応機 タワーミル 500L/回	1 台
反応機排出ゲート エアーシリンダー駆動ゲート開閉式	1 台
二次攪拌機 3 軸パドル式 3 m ³ /h	1 台
No. 1 混合搬送コンベア スクリューコンベア 1.8t/h	1 台
No. 2 混合搬送コンベア ケースコンベア 1.5t/h	1 台
焼却灰溜めホッパー 2 m ³ 排出ゲート付	1 基
④ 重金属安定化設備	
混練機 横型パドル式 1.0 m ³ /h	1 台
薬品貯留槽 円型 PE 製 攪拌機付 100L	2 基
定量薬注装置 FCMW 製 1000ml/min	2 台
No. 1 処理灰搬送コンベア ケースコンベア 1.5t/h	1 台
No. 2 処理灰搬送コンベア スクリューコンベア 0.5t/h	1 台
クッションタンク スクリューフィーダ式 0.75 m ³	1 基
処理灰排出ホイスト 電動チェーンブロック 1t	1 台
⑤ 排ガス処理設備	
排風機 FRP ターボファン 10 m ³ /min	1 台
燃焼室 燃焼ファン一体型 5000cal/h	1 台
排ガス集塵機 パルスジェット式 12.4 m ²	1 台
活性炭方式ダイオキシンのろ過装置 活性炭吸着型	1 台
環境集塵機 25 m ³ /min	1 台

⑥ 架台作業台	
焼却灰前処理作業台	1 基
重金属混合機架台	1 基
脱ハロゲン反応機作業台	1 基
薬注設備架台	1 基

3) 諸法令の遵守

工事の施工にあたり遵守すべき法令及び告示等は以下に示すとおりである。工事に関する諸法令、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の運用・適用は、受注者の責任で行うものとする。なお、施工にあたっては各最新版を用いる。

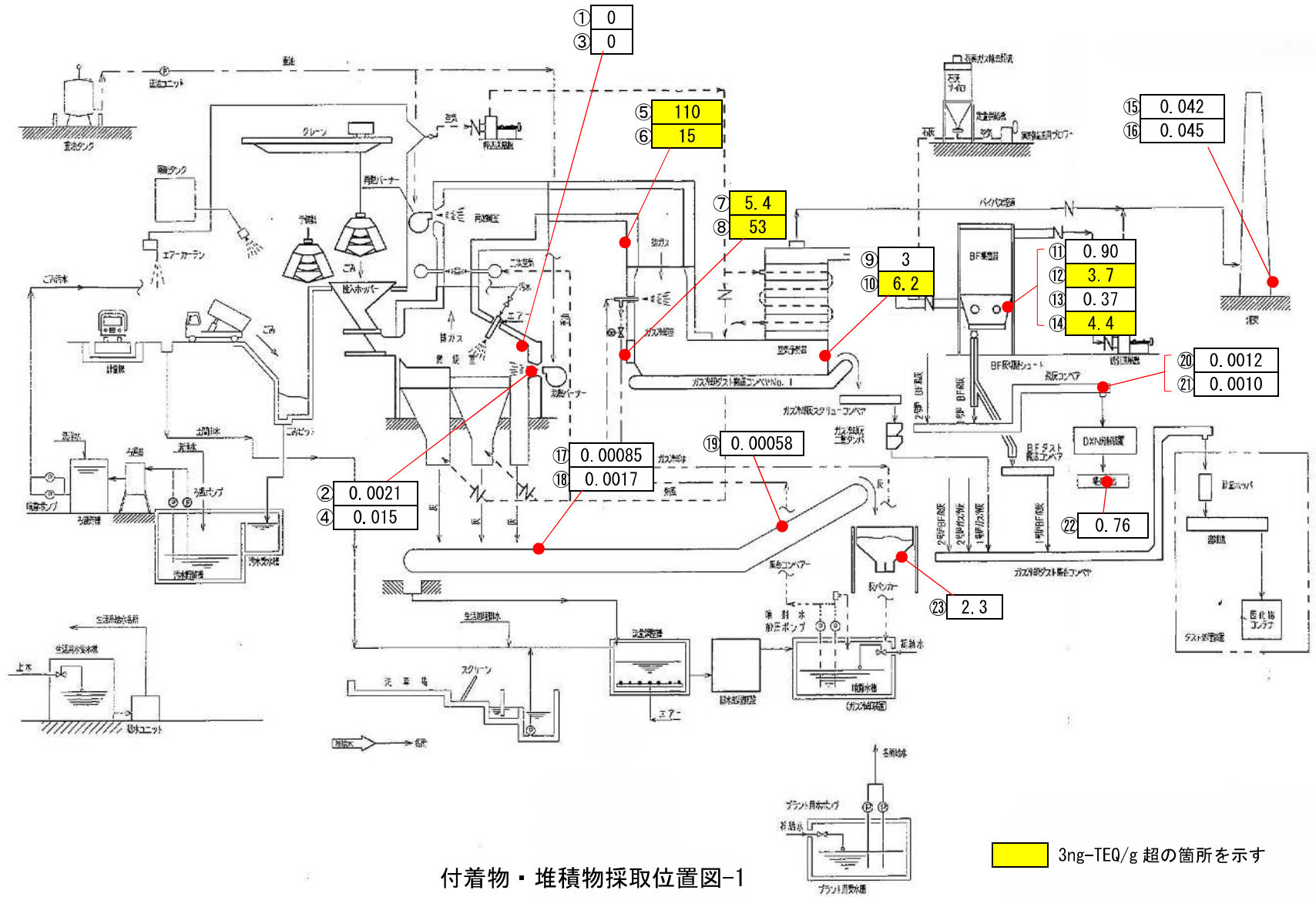
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(法律第 137 号 昭和 45 年 12 月 25 日 改正省令含む)
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
(政令第 300 号 昭和 46 年 9 月 23 日)
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(厚生省令第 35 号 昭和 46 年 9 月 23 日)
- (4) 労働安全衛生法 (法律第 57 号 昭和 47 年 6 月 8 日)
- (5) 労働安全衛生法施行令 (政令第 318 号 昭和 47 年 8 月 19 日)
- (6) 労働安全衛生規則 (労働省令第 32 号 昭和 47 年 9 月 30 日)
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(法律第 104 号 平成 12 年 5 月 31 日)
- (8) ダイオキシシン類対策特別措置法 (法律第 105 号平成 11 年 7 月 16 日)
- (9) ダイオキシシン類対策特別措置法施行令 (政令第 433 号 平成 11 年 12 月 27 日)
- (10) ダイオキシシン類対策特別措置法施行規則 (総理府令第 67 号 平成 11 年 12 月 27 日)
- (11) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシシン類ばく露防止対策要綱
(基安発第 0110 号 平成 26 年 1 月 10 日)
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(法律第 65 号 平成 13 年 6 月 22 日)
- (13) 石綿障害予防規則 (厚生労働省令第 21 号 令和 3 年 4 月 1 日改正)
- (14) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月)
- (15) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて
(環廃対発第 060609003 号 平成 18 年 6 月 12 日)
- (16) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(環境省・厚生労働省 令和 3 年 3 月)
- (17) 非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について
(環産産発第 050330010 号 平成 17 年 3 月 30 日)
- (18) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について

- (基安化発第 0821001 号 平成 18 年 8 月 21 日)
- (19) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
(法律第 64 号 平成 13 年 6 月 22 日)
- (20) 環境基本法 (法律第 91 号 平成 5 年 11 月 19 日)
- (21) 循環型社会形成推進基本法 (法律第 110 号 平成 12 年 6 月 2 日)
- (22) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (法律第 48 号 平成 3 年 4 月 26 日)
- (23) 大気汚染防止法 (法律第 97 号 令和 3 年 4 月 1 日改正)
- (24) 大気汚染防止法施行令 (政令第 329 号 昭和 43 年 11 月 30 日)
- (25) 大気汚染防止法施行規則 (厚生省、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (26) 水質汚濁防止法 (法律第 138 号 昭和 45 年 12 月 25 日)
- (27) 水質汚濁防止法施行令 (政令第 188 号 昭和 46 年 6 月 17 日)
- (28) 水質汚濁防止法施行規則 (総理府、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 19 日)
- (29) 騒音規制法 (法律第 98 号 昭和 43 年 6 月 10 日)
- (30) 騒音規制法施行令 (政令第 324 号 昭和 43 年 11 月 27 日)
- (31) 騒音規制法施行規則
(厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- (32) 振動規制法 (法律第 64 号 昭和 51 年 6 月 10 日)
- (33) 振動規制法施行令 (政令第 280 号 昭和 51 年 10 月 22 日)
- (34) 振動規制法施行規則 (総理府令第 58 号 昭和 51 年 11 月 10 日)
- (35) 下水道法 (法律第 79 号 昭和 33 年 4 月 24 日)
- (36) 下水道法施行令 (政令第 147 号 昭和 34 年 4 月 22 日)
- (37) 下水道法施行規則 (建設省令第 37 号 昭和 42 年 12 月 19 日)
- (38) 土壌汚染対策法 (法律第 53 号 平成 14 年 5 月 29 日)
- (39) 土壌汚染対策法施行令 (政令第 336 号 平成 14 年 11 月 13 日)
- (40) 土壌汚染対策法施行規則 (環境省令第 29 号 平成 14 年 12 月 26 日)
- (41) 消防法 (法律第 186 号 昭和 23 年 7 月 24 日)
- (42) 消防法施行令 (政令第 37 号 昭和 36 年 3 月 25 日)
- (43) 消防法施行規則 (自治省令第 6 号 昭和 36 年 4 月 1 日)
- (44) 建築基準法 (法律第 201 号 昭和 25 年 5 月 24 日)
- (45) 建築基準法施行令 (政令第 338 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (46) 建築基準法施行規則 (建設省令第 40 号 昭和 25 年 11 月 16 日)
- (47) 都市計画法 (法律第 100 号 昭和 43 年 6 月 15 日)
- (48) 電気事業法 (法律第 170 号 昭和 39 年 7 月 11 日)
- (49) 日本産業規格 (J I S)
- (50) 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- (51) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル (公益法人日本保安用品協会)
- (52) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 (2017 年版)
- (53) 鹿児島県環境基本条例

4) 汚染物事前調査結果

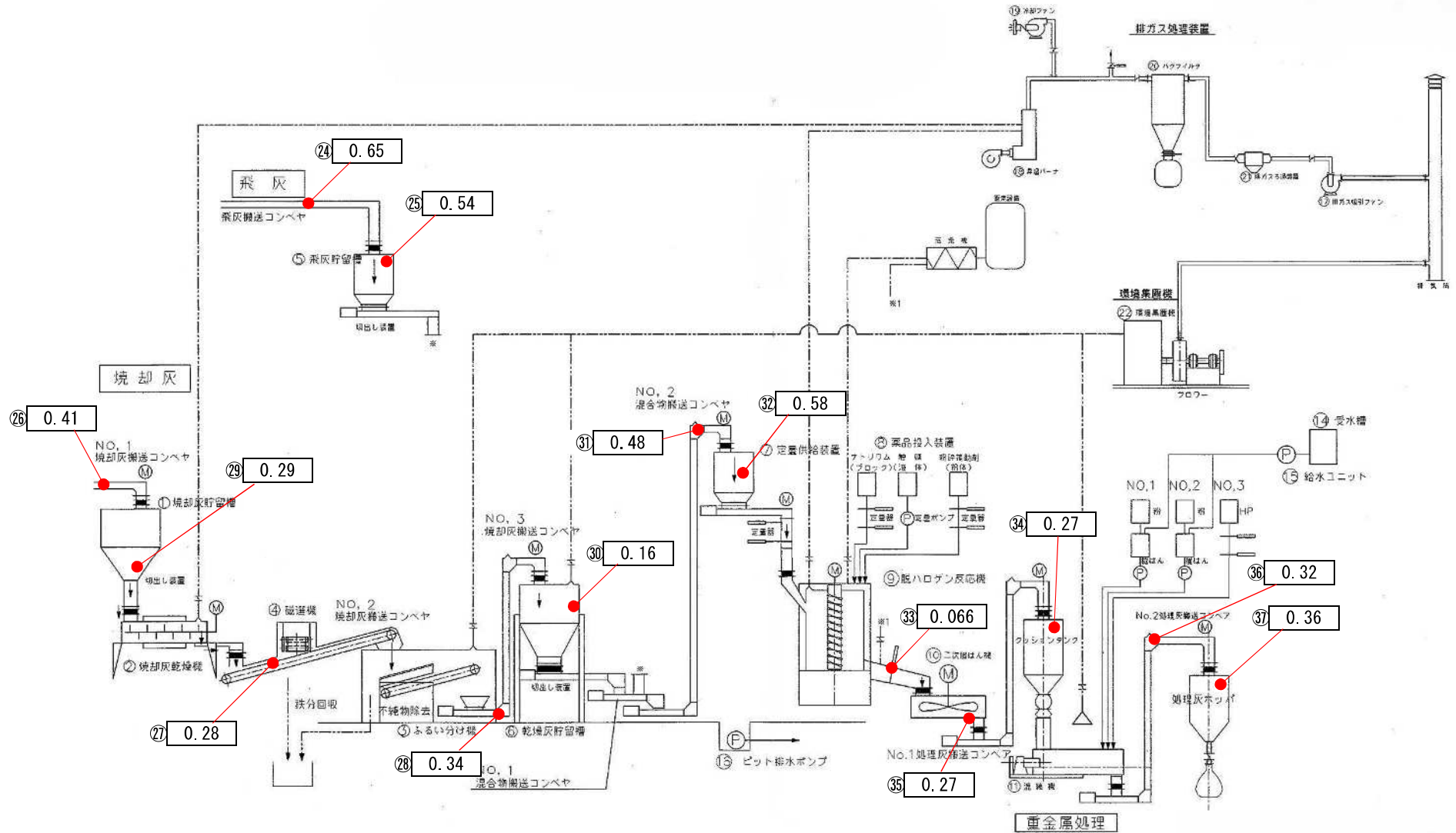
(1) ダイオキシン類調査結果 (3ng-TEQ/g 超の箇所を示す)

採取箇所			分析結果	基準値
焼却場	①	1号焼却炉	付着物	0
	②	1号焼却炉	堆積物	0.0021
	③	2号焼却炉	付着物	0
	④	2号焼却炉	堆積物	0.015
	⑤	1号煙道	堆積物	110
	⑥	2号煙道	堆積物	15
	⑦	1号ガス冷却室	付着物	5.4
	⑧	2号ガス冷却室	付着物	53
	⑨	1号空気予熱器	付着物	3.0
	⑩	2号空気予熱器	付着物	6.2
	⑪	1号集じん機	付着物	0.90
	⑫	2号集じん機	付着物	3.7
	⑬	1号集じん機	堆積物	0.37
	⑭	2号集じん機	堆積物	4.4
	⑮	煙突	付着物	0.042
	⑯	煙突	堆積物	0.045
	⑰	1号炉炉下コンベア	堆積物	0.00085
	⑱	2号炉炉下コンベア	堆積物	0.0017
	⑲	集合コンベア	堆積物	0.00058
	⑳	飛灰コンベア	付着物	0.0012
	㉑	飛灰コンベア	堆積物	0.0010
	㉒	飛灰バンカ	堆積物	0.76
	㉓	焼却灰バンカ	堆積物	2.3
ダイオキシン処理プラント	㉔	飛灰搬送コンベア	堆積物	0.65
	㉕	飛灰貯留槽	堆積物	0.54
	㉖	焼却灰搬送コンベアNo.1	堆積物	0.41
	㉗	焼却灰搬送コンベアNo.2	堆積物	0.28
	㉘	焼却灰搬送コンベアNo.3	堆積物	0.34
	㉙	焼却灰貯留槽	堆積物	0.29
	㉚	乾燥灰貯留槽	堆積物	0.16
	㉛	混合物搬送コンベア	堆積物	0.48
	㉜	定量供給装置	堆積物	0.58
	㉝	脱ハロゲン反応機	堆積物	0.066
	㉞	クッションタンク	堆積物	0.27
	㉟	二次攪拌機	堆積物	0.27
	㊱	処理灰搬送コンベアNo.2	堆積物	0.32
	㊲	処理灰ホッパ	堆積物	0.36
合計				37



付着物・堆積物採取位置図-1
(焼却場)

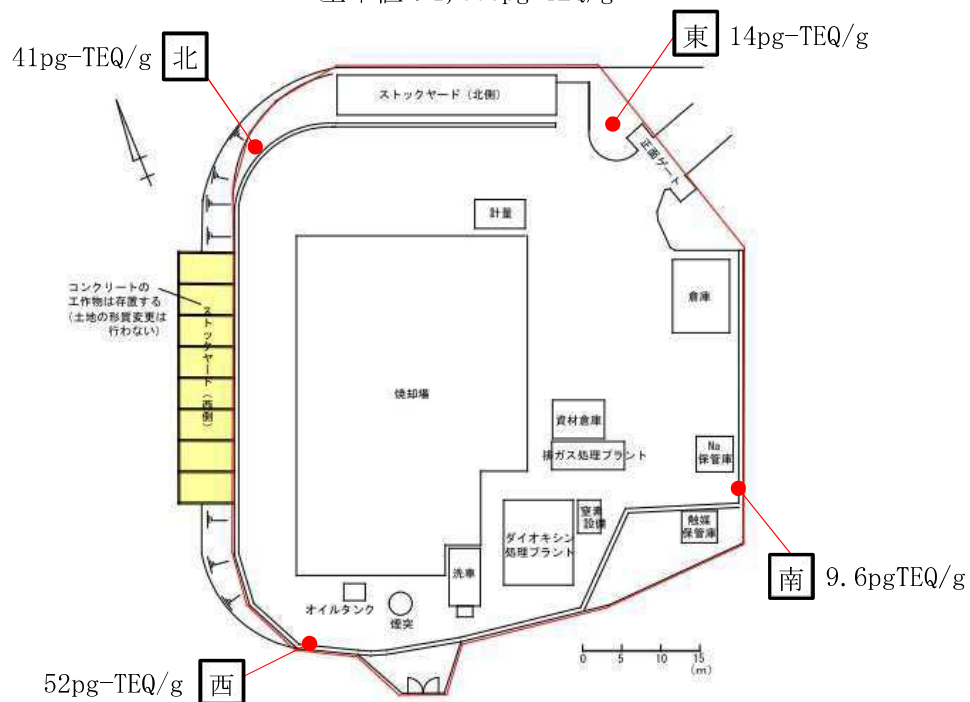
3ng-TEQ/g 超の箇所を示す



3ng-TEQ/g 超の箇所を示す

付着物・堆積物採取位置図-2
(ダイオキシン処理プラント)

(2) ダイオキシン類調査結果（土壌） 基準値：1,000pg-TEQ/g



(3) 重金属類調査結果（堆積物） (基準値超の箇所を示す) (mg/L)

	基準値	焼却炉		集塵機		灰バンカ	飛灰貯留槽	乾燥灰貯留槽	処理灰ホッパ
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉				
アルキル水銀化合物	不検出	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
水銀又はその化合物	0.005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0006	0.0005 未満	0.0047
カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.050	0.19	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛又はその化合物	0.3 以下	0.008	0.005 未満	0.089	0.005 未満	0.005 未満	0.098	0.005 未満	0.20
六価クロム化合物	1.5 以下	0.12	1.8	0.20	0.26	0.015	0.005 未満	0.007	0.017
砒素又はその化合物	0.3 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.062
セレン又はその化合物	0.3 以下	0.002 未満	0.008	0.011	0.012	0.008	0.002 未満	0.002 未満	0.016
1,4 ジオキサン	0.5 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.005 未満	0.05 未満

(4) 石綿調査結果

(0.1%超の箇所を示す)

採取場所	部位	採取した材料	結果	備考
焼却場	屋根	折板ぺふ貼	不含	
	庇 屋根	アスファルトシングル葺	不含	
	軒裏 LGS 下地	ケイカル板	不含	
		有孔ケイカル板	不含	
	外壁 腰	下地処理吹付タイル 仕上	含有	セメント質材料に含有
	外壁	ALC 版下地処理吹付タイル仕上	含有	3層目と6層目のセメント質材料に含有
シーリング材		含有	セメント質材料に含有	
ダイオキシン処理プラント	外壁 腰	コンクリート打放下地処理 複層塗材 E	含有	セメント質材料に含有
	外壁	ALC 版複層塗材 E	含有	セメント質材料に含有
	焼却灰・飛灰処理室床	塗床	含有	セメント質材料に含有
	操作室 壁	ケイカル版	不含	
	操作室 天井	ジプトーン	不含	
	外部 煙道	ジョイント②	不含	
焼却炉内	キャストブル	キャストブル	不含	
焼却炉	フランジ	パッキン	含有	シール材に含有
	扉部	パッキン	含有	シール材に含有
ダイオキシン処理プラント	フランジ部	パッキン	含有	シール材に含有
焼却炉	配管ラッキング内	保温材	不含	
プラント	ケーシング内	保温材	不含	
Na 倉庫	外壁	ALC 版複層塗材 E	不含	
	屋根 天井	折板ぺふ貼	不含	
倉庫	天井	折板ぺふ貼	不含	

外部 コンプレッサー置場	屋根	波板スレート	含有	成形板に含有
焼却場 玄関ホール	床	長尺塩ビシート	不含	
	巾木	ソフト巾木	含有	接着剤に含有
	壁	ビニールクロス PB	不含	
	天井	岩綿吸音版	不含	
LGS 下地 PB		不含		
焼却場 中央操作室	天井	ジプトーン	不含	
		LGS 下地 PB	不含	
焼却場 会議室	床	長尺塩ビシート	不含	
焼却場 湯沸室	壁	PB	不含	
ダイオキシン処理プラント	壁	シーリング材	含有	非繊維状材料+セメント質材料に含有 ※層の順番は判別不可のため、まとめて評価
	乾燥炉扉部	パッキン	含有	シール材に含有
	乾燥炉扉部	断熱材	不含	

2. 汚染物の除去

1) 汚染物除去作業の方法

(1) ダイオキシン類及び重金属類

焼却炉及び各設備機器内の付着物及び堆積物には、ダイオキシン類が含有されていることが事前調査で確認されている。

付着物については高圧洗浄方式による除去、堆積物については灰出し作業後に付着物とともに高圧洗浄方式により除去する。

① 堆積物等の灰出し作業

焼却炉及び各設備機器内に堆積物は手作業により清掃、回収し、密封容器等に封入する。その後高圧洗浄方式による除染を行う。

② 高圧洗浄方式による除去方法の概要

廃棄物焼却施設解体作業マニュアル、焼却炉解体実務ハンドブックなどに記載された一般的な汚染物の除去方法のひとつで、焼却施設に付着した汚染物を高圧の洗浄水（一般水）を使用して、設備表面より除去させる方法。

煙突の内部については、2次元回転ノズルを煙突中心に吊り下げ、高圧水洗しながら上下移動させて汚染物を除去する。

③ 留意点

特殊な薬剤を使用しないことにより特定の業者を選定する必要はない。しかし、十分な粉じん防止対策、飛散防止対策、汚染物の除去、汚染除去物の処理を的確に実施し、安全性を十分に確保する必要がある。また、除染後の水を回収し仮設水処理設備で処理することによって再使用することが可能である。

(2) 石綿（石綿含有成形板等の除去）

解体手順（各材料共通）を以下に示す。

① 対象箇所の周囲を防じんシート等で囲う。

② 石綿含有成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とし、できる限り原型のまま除去する。

③ 除去作業中は、石綿含有成形板を石綿飛散防止剤（湿潤剤）等の噴霧により常に湿潤な状態にして作業する。

※ 石綿含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を行う。

④ 除去作業には、呼吸用保護具、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。ただし、高所作業等で防護メガネの着用が視界を妨げる等、安全確保に支障がある場合はこの限りではない。作業衣等は付着した粉じんを石綿飛散防止フィルター付真空掃除機等で除去した後に区画外へ搬出するか、または処分する場合は石綿等の廃棄物と同等の措置を行う。

⑤ 除去作業後、石綿含有成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、清掃及び片付けを十分に行う。

- ⑥区画した作業区域には、「石綿等の取り扱い作業者以外立入禁止」の表示を行う。
- ⑦作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「石綿等を取り扱う作業場であること、石綿等の人体に及ぼす作用、石綿等の取り扱い上の注意事項、使用すべき保護具」の掲示を見やすい場所に掲示する。
- ※その他の事項については、「建築等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」によること。
- ※「手ばらし」とは、石綿含有成形板の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除またはその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。
- ※石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に処分を行う。

(3) 石綿含有建築用仕上塗材の除去

湿潤化により、高圧洗浄または剥離剤、集じん機能を有する電気グラインダー等により除去する。

2) 保護具の検討

(1) ダイオキシン類

管理区域のレベルに応じた保護具の選定方法と各保護具について図-1、図-2 に示す。



図 1 解体作業における測定結果等による保護具の選定



保護具の選択レベル1

呼吸用保護具・防じんマスク
 作業着等・粉じんの付着しにくい作業着(上下)、
 保護手袋等
 安全靴
 保護帽(ヘルメット)
 保護衣、保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は作業内容に応じて適宜使用すること。
 なお、防じんマスクは、①型式検定合格品であり、
 ②取替え式であり、③粉じん捕集効率の高いもの
 を使用すること。



保護具の選択レベル2

呼吸用保護具・防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具
 (防じんマスク及び防毒マスクの両方の型式検定に合格しているもの。)
 又は防じん機能を有する防毒マスク
 保護衣・密閉型防護服(JIST8115)(耐水性のもの)
 なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧1000mm
 以上を目安とし、直接水に濡れる作業については、
 耐水圧2000mm以上を目安とすること。
 保護手袋・化学防護手袋(JIST8116)
 安全靴又は保護靴
 作業着等・綿製長袖作業着(又は綿製長袖下着)、
 綿製長ズボン、綿製ソックス、綿製手袋等
 保護帽(ヘルメット)
 保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は
 作業内容に応じて適宜使用すること。
 なお、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具及び防じん
 機能を有する防毒マスクは、①型式検定合格品であり、
 ②取替え式であり、③粉じん捕集効率の高いものであり、
 かつ④有機ガス用のものを使用すること。



保護具の選択レベル3

呼吸用保護具・プレッシュデマンド形エアライン
 マスク(JIST8153) 又はプレッシュデマンド形
 空気呼吸器(JIST8155) (面体は前面形面体)
 保護衣・密閉型防護服(JIST8115)(耐水性のもの)
 なお、耐水性のものとは、通常作業で耐水圧
 1000mm以上を目安とし、直接水に濡れる作業
 については、2000mm以上を目安とすること。
 保護手袋・化学防護手袋(JIST8116)
 保護靴・化学防護長靴(JIST8117)
 作業着等・綿製長袖作業着(又は綿製長袖下着)、
 綿製長ズボン、綿製ソックス、綿製手袋等
 保護帽(ヘルメット)
 保護靴、安全帯、耐熱服、溶接用保護メガネ等は
 作業内容に応じて適宜使用すること。

図2 保護具のレベル別一覧

(2) 石綿

石綿除去作業に応じた保護具の選定と、各保護具の区分について表-1、表-2 に示す。

表 1 呼吸用保護具・保護衣の選定

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、石綿含有仕上塗材の除去)			石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等作業を行う作業場で石綿等の除去等以外の作業を行う場合
作業場所	負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の内部	負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場)	石綿等の切断等を伴わない囲い込み／石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業	
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク (区分①)	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク又は取替え式防じんマスク (RS3 又は RL3) (区分①～③)	取替え式防じんマスク (RS2 又は RL2) (区分①～④)	取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク (区分①～④等)
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は作業着	

表 2 呼吸用保護具の区分

区分	呼吸用保護具の種類
区分①	<ul style="list-style-type: none"> 面体形及びルーズフィット形（フードをもつもの）の電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率 99.97%以上（PL3 又は PS3）、漏れ率 0.1%以下（S級）、大風量形） 複合式エアラインマスク（フレッシュアデマント形） 送気マスク（フレッシュアデマント形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク） 自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器）
区分②	全面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分③	半面形面体を有する取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 99.9%以上、RS3 又は RL3)
区分④	取替え式防じんマスク(粒子捕集効率 95.0%以上、RS2 又は RL2)

3) 作業時の注意事項

(1) ダイオキシン類の付着の恐れがある粉じん等飛散防止

汚染物除去作業のための管理区域の養生については、建屋の外壁、屋根等に著しい破損が無く、健全であることを確認した上で、外壁、屋根等を管理区域の外殻と扱うことができる。建屋内部及び外壁に付く窓、出入口、ガラリー等は目貼り養生を行い、管理区域の密閉を確保する。建屋の健全性が確保できていない場合は、建屋の外周をシートまたはパネルにて覆い、隙間を目貼りする等外部環境と隔離する。

除染作業中は、管理区域内は常時負圧を確保して、外部環境と隔離することで、粉じんの外部への飛散防止を図る。

養生内部の換気設備については、全囲い養生を行い負圧化するため、全囲い養生内の適切な作業環境と、負圧を確保できる排気能力を有するものとする。換気回数は除染作業従事者の安全衛生対策や、解体時期による室内温度を考慮して、換気回数を決定する。また、換気設備の排気出口側に集塵装置を備え、全囲い養生内より排気される空気中の粉じん・ダイオキシン類、石綿について排出基準を満たすことのできる集塵能力、フィルターを備える。

(2) 除染廃水の流出防止

除染作業により生じた廃水は、全て集水し、仮設された排水処理設備に移送、処理したものを貯留する。その後、水質の適合性を確認し、再び除染用の水として再利用することができる。除染完了後に排水処理設備内に残留した除染水及び汚泥は、廃棄物として処分先が求める分析結果を付けたうえで、適切に処理する。

(3) 石綿飛散漏えい防止

石綿類を含有する恐れのある建材等、特定建築材料(レベル1、2、3)の除去に当たっては、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」、「建築物解体工事共通仕様書」及び関係諸法規・諸規則を遵守して、建屋解体に先立って除去する。

4) 汚染物の保管方法

ダイオキシン類の付着の恐れのある除去したばいじん等汚染物、石綿含有建材は、他の解体廃棄物とは別にして集積する。

敷地内で除去したばいじん等汚染物を一次保管する場合は、密封容器等に封入して保管する。汚染物の一時保管、処理等に使用する場所は、雨がかからないよう屋根等を架け、床は鉄板等を敷き、シートで囲む等の養生を施し、こぼれた汚染物が土壌にしみこんだり、他の場所へ飛散したりしないようにする。

解体廃棄物については、汚染されていない物と汚染除去された物とは、区別して処理処分を行う。汚染除去が不完全なものについては、さらに汚染除去を行うか、または汚染物と同等の処理処分を行う。

5) PCB 廃棄物について

施設内の変圧器及びコンデンサ等の PCB 含有調査は、受注者が行う解体前の事前調査で行う。その結果、PCB 含有の疑いがある廃棄物が見つかった場合には、分析を行い、含有していた場合には発注者と協議する。

3. 汚染物除去後の解体方法


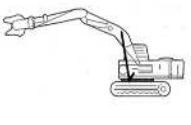
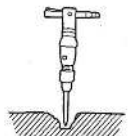


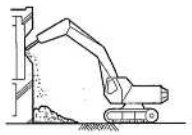

1) 管理区域別の作業方法

・機械設備解体

汚染物除去後の機械設備の解体は、管理区域を見直した上で行う。管理区域の見直しは、作業場の作業環境測定及び付着物のダイオキシン類濃度の測定結果に基づき行う(P. 18 参照)。作業時の保護具については、見直した管理区域に適応する適切な保護具を選定する。

機械設備解体は、機械設備、配管設備、電気設備、その他機械設備、機械架構および点検歩廊の解体撤去工事をいい、万一、ダイオキシン類の付着が残留していることに備えて管理区域を維持した状態で行う。

工事方法は、主に手作業、油圧式圧砕。せん断の併用により行う。機械油等の回収ポンプ、プロウ等の構造が複雑な機器類は、機械油等の回収が行われていることを十分確認した上で解体する。

項目	解体工法の種類	手作業による解体	油圧式圧砕、せん断による工法	機械的衝撃による工法	溶断による工法
解体原理・機構		工具や電動工具を用いてボルト・ジョイント部分の清掃、ねじ部分の油差し、ボルトナットの取り外し、解体部品の取り外し、チェーンブロック併用などによる手作業解体	油圧によって生じる力を刃型のせん断力として利用し、解体対象となる部材を挟んで圧砕またはせん断する工法	空気圧・油圧などによりノミ先を振動・打撃させて解体対象物との接触面に繰り返し衝撃を与えることにより解体対象物を破砕する工法	ガス切断器を用いてアセチレンと酸素の混合ガスを燃焼させて部材(鉄)を加熱させて、鉄と酸素の酸化反応熱により部材を溶断させる工法
工法の特徴等		コードレスインパクトレンチ 	鉄骨切断機  H360×360、H-500×200程度切断可能	ハンドブレーカ  狭い場所使用可能、補助的用途に適す	ガス切断器  汎用的である
			圧砕機  開口幅300～200cm、鉄筋切断可能	大型ブレーカ  高効率	
				削孔機  静的破砕や火薬破砕の補助工法	
工法の特徴等		全て人力にて操作・使用	振動・騒音・発熱等が小さい。対象物がコンクリート、煉瓦の場合は粉塵の発生があり散水を行いながら作業を行う必要がある。	騒音・振動が大きく、粉塵の発生もあることから散水が必要となる。	鉄筋・鉄骨・機械鋼材の切断に有効である。
第1管理区域 ($d < 3000 \mu\text{g-TEQ/g-dry}$)		採用 可	採用 可	採用 可	条件付採用 可
第2管理区域 ($3000 \leq d < 4500 \mu\text{g-TEQ/g-dry}$)		採用 可	採用 可	採用 可	条件付採用 可
第3管理区域 ($4500 \mu\text{g-TEQ/g-dry} \leq d$)		採用 可	採用 可	×	条件付採用 可

*注記 上記工法のほか、火薬による工法、電気による工法、転倒工法があるが廃却施設等の解体には適さないで除外する。

- ・非管理区域の解体

管理区域を設定していない施設および施設の一部は、非管理区域として独立していることを確認して、内装材の撤去を小型の重機または手ばらし等で行う。

2) 作業場所の分離・養生

管理区域と非管理区域は、汚染物除去時の管理区域と同様に分離し養生を維持する。

(1) 作業場所の分離

ダイオキシン類による汚染の拡がりを防止するため、他の作業場所と仮設の壁及び天井等により区分する。またこれらが困難な場合はビニールシート等により区分する。なお、これらの措置を講じることが著しく困難な場合は、全体の区域をそれらの区域の中で最も厳しい管理区域として管理する。

他の作業場所の作業員が誤って当該管理区域に立ち入らないよう管理区域の出入口に表示を行い、関係者以外の立ち入りを制限する。

(2) 作業場所の養生

除染対象設備が設置されている室全体を1つの管理区域として扱うので、建築物の外壁が管理区域の外殻となる。したがって、建築物の外壁に設けられたガラリ、配管の貫通部、出入口ドア等にビニールシート、テープ等で目貼りをして管理区域を密閉措置する。

高圧水洗による除染を行うので、除染した水が屋外へ漏出しないよう、床面のクラック等へのシーリング材の充填、防液堤の設置、土間排水口へのモルタル等の充填を行う。

3) 管理区域の開放

汚染物除去対象機械設備が完全に解体撤去されたことが統括安全衛生責任者等により確認された場合、管理区域を解放できるものとする。

4) 煙突の解体方法（一例です）

煙突は高さが30mあり、鉄筋コンクリート製の外筒の中にレンガ積による断熱がされている。解体は、外筒を養生足場で全周養生を設置した後、ダイオキシン類に汚染された恐れのあるレンガ面の付着物の除染を行い、その後外筒とレンガを人力により、上部からブレーカ等により斫り解体を行う。解体物は煙突内部に落とし込み、下部灰出し口から取り除く。地上から25m程度は、ロングブームの圧砕機等により解体する。

5) 建築物の解体

解体作業は建築物を養生足場で囲み、防音シートで養生を行う。散水を十分に行い、ごみ・粉じん・騒音・振動等を極力出さないものとする。

(1) 内部解体

天井・間仕切・コンパネ及び壁・床材等内装材の撤去・剥ぎ取り、分別作業は、重機（消音装置付低騒音型）の使用前に行い、ダンプ積み込み時に再度念入りに行う。なお、作業は人力及びバックホウ等にて慎重かつ丁寧に撤去すること。

(2) 上屋解体

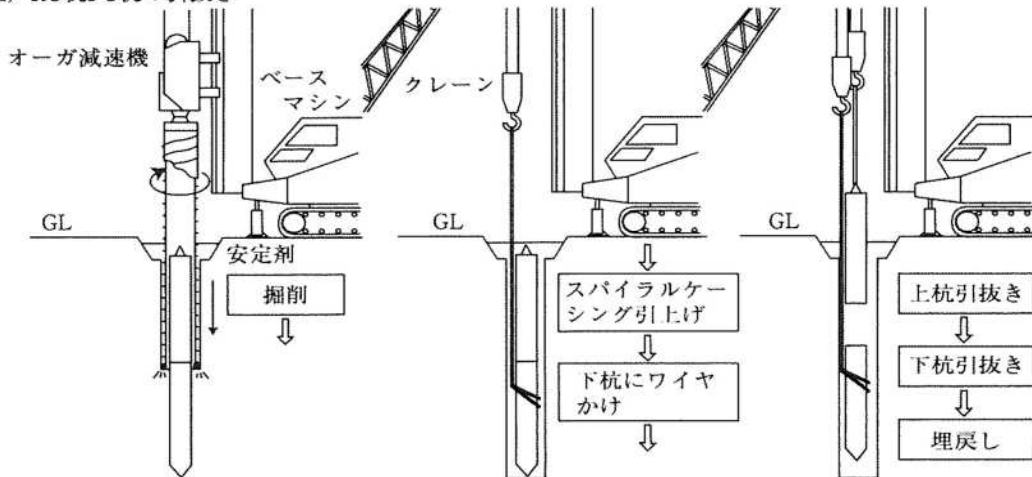
解体作業は、油圧破碎機等の消音装置付低騒音の重機を用い、騒音・振動には充分留意する。また、ごみ、粉じん等の防止のため散水を充分行い、近隣への迷惑がかからないように留意する。

(3) 地下部解体

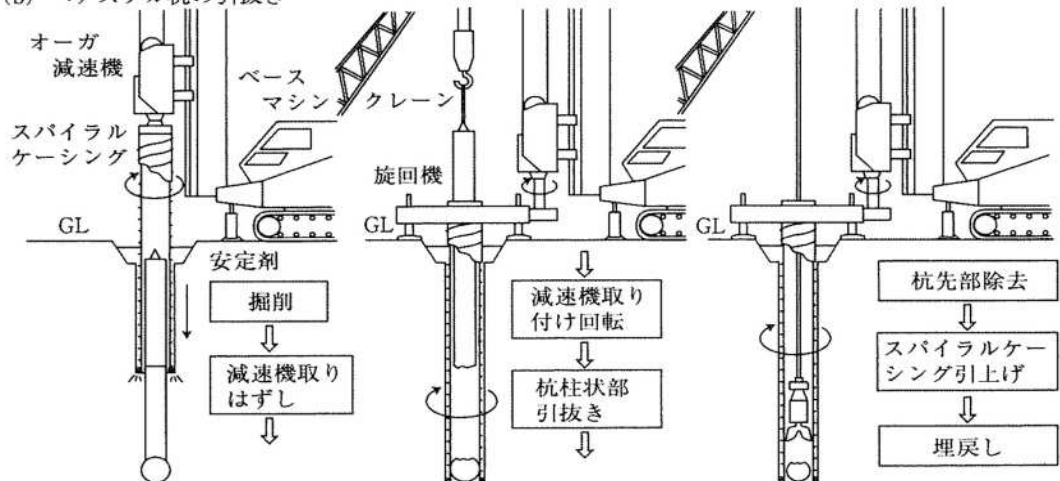
建築基礎等は、周囲をバックホウ等にて掘削し、全断面確認後、取壊し撤去する。基礎下のラップルコンクリート、基礎杭も含めすべて撤去し、掘削時に生じた良質な発生土及び客土または砕石にて埋め戻す。

(4) 基礎杭引抜

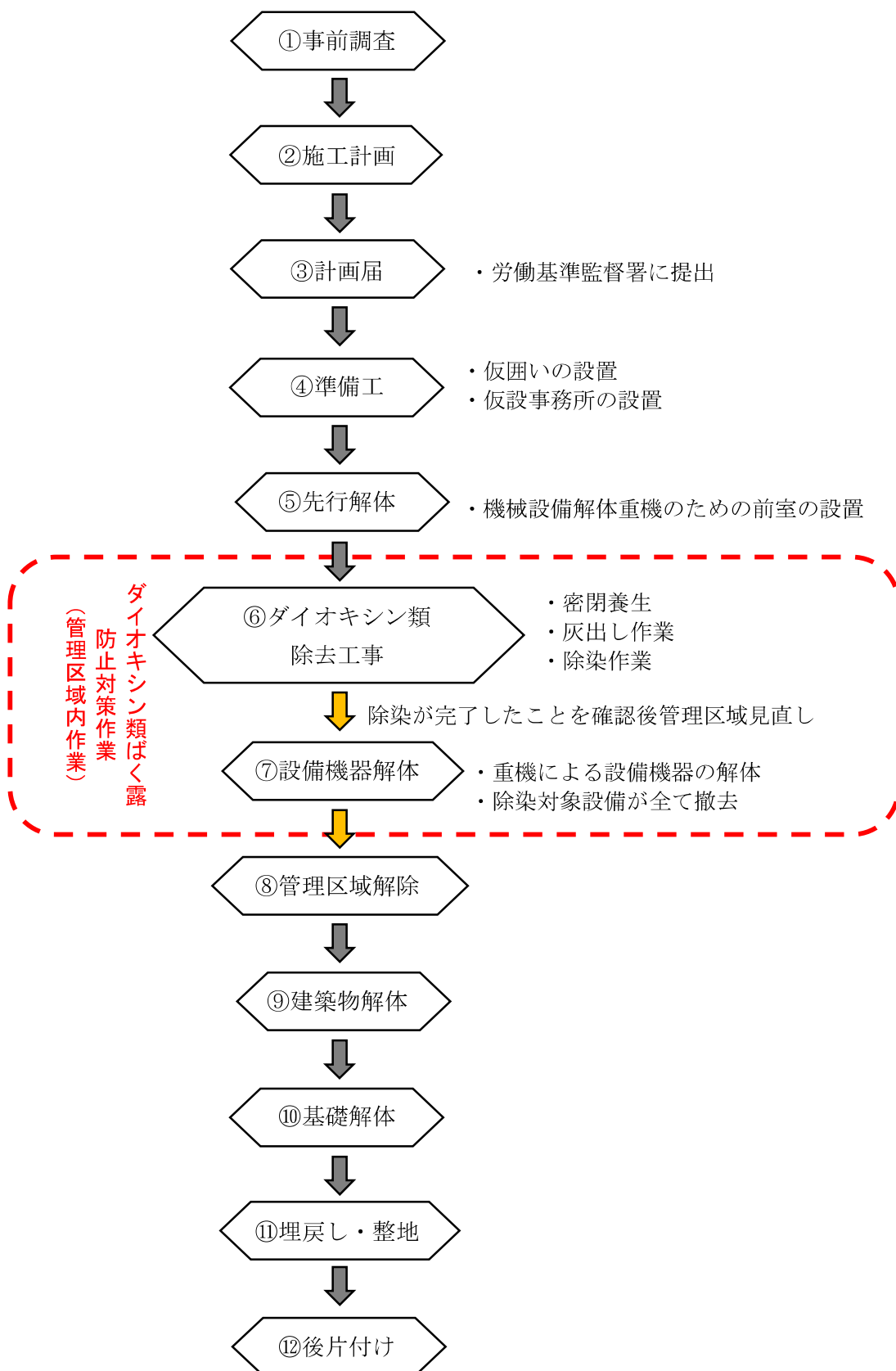
(a) RC杭PC杭の引抜き



(b) ベデスタル杭の引抜き



4. ダイオキシン類ばく露防止対策工事フロー



5. 解体物の分別、保管、処理及び再資源化

1) 残置されているばいじん等の取扱い

焼却設備内に残置されているばいじん等については、施設廃止時に組合が行った清掃作業で除去することができなかつたものであることから、解体工事によって発生する廃棄物とし、産業廃棄物として取り扱う。

(1) 廃棄物の保管方法

廃棄物の一時保管は、場内の適切な場所に、廃材保管場所及び有価物集積所を設ける。また、ダイオキシン類汚染の恐れのある解体物及び石綿含有製品の保管場所については、飛散及び地下浸透防止対策を実施して、関連法令に従い仮置場を設ける。

(2) 廃棄物の処理

工事で発生する廃棄物の処理について、特に定められた石綿類・残留ダスト等重金属・ダイオキシン類を含むと思われるものは、特別管理廃棄物の基準に従って行うものとする。その際、処理業者の資格、処分の方法、処分の量及び処分先等を明らかにし、処分先事業者が求める分析結果を付した上で、適切に処理する。また、マニフェストの他委託契約書の内容書類の写しを提出する。

解体によって生じる廃棄物及び建設副産物は、すべて受注者の責任において廃棄する物毎に処分量、処分先等を明確にした上で、場外にて処分する。産業廃棄物（特別管理産業廃棄物になるものを含む。）または、建設副産物は廃棄物処理法に基づき、以下の通りとする。

建設発生土、有価物（鉄骨鉄筋くず等）、がれき類（コンクリート破片、アスファルト破片等）、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず（有価物以外）、ゴムくず、建設汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃油類（重油、機械油等）。廃石膏ボード、廃石綿等、廃酸、廃アルカリ、引火性廃油（引火点 70℃以下）、汚染除去不可能物、耐火レンガ。不定形耐火物等、燃え殻（焼却灰）、ばいじん（飛灰）またはばいじんと燃え殻の混合灰、3ng-TEQ/g を超える汚染物、判定基準を超える重金属類、汚染水または残留汚水、蛍光灯・水銀灯。乾電池等の重金属類、汚染物（防護服等の廃プラスチック類、繊維等）、混合廃棄物（安定型）、混合廃棄物（管理型）

(3) 廃棄物のリサイクル

解体工事に伴って発生する各種廃棄物は極力リサイクルすることを基本とし、処理・処分が必要な廃棄物については受注者の責任・負担のもと、関係法令等に基づき処理を行う。建設リサイクル法に係る特定建設資材は、分別の上、再資源化を実施する。

特定建設資材廃棄物のコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき現場で分別し、再資源化等を行う。

鉄筋、鉄骨材等は有価物として扱い、工事価格から控除する。

6. 作業環境測定及び周辺環境調査計画

解体工事を行う処理施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施する。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、1,4 ジオキサン、水銀及びアルキル水銀並びにセレン（大気環境調査にあつては、ダイオキシン類、石綿）とする。

1) 解体工事の着手前の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、敷地境界近辺 4 地点に標準土を設置し、ダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

大気中へのダイオキシン類、石綿の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上 4 地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い 24 時間吸引すること。

(3) 安全対策（付着物、堆積物）

発注者が行ったダイオキシン類の事前調査は、6 ヶ月以上経過しているため、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、受注者の責任で再度分析測定を行い、その結果を解体計画に反映させること。

(4) 安全対策（作業環境）

工事着手前において、作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。

2) 除染作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上 4 地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い 24 時間吸引すること。

(3) 安全対策（作業環境）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域ごとに行い、粉じん中の石綿濃度については、連続作業日数が 6

日を越えるごとに1回追加するものとする。

3) 除染作業後の調査

(1) 安全対策（付着物、堆積物）

解体工事の着手前に受注者が行った事前調査（ダイオキシン類）の測定結果が3,000pg-TEQ/gを越えた箇所については、必ず安全確認として測定分析を行い、結果を発注者に報告すること。

(2) 安全対策（作業環境）

除染後の作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域（作業区画）ごとに行うこと。

4) 設備機器解体作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体作業中の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

5) 解体作業完了後の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事完了後の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

6) 工事確認

(1) 周辺環境（集じん装置排気出口）

管理区域設定から管理区域解除までの期間、負圧集じん装置の排気出口において、ダイオキシン類、粉じん、石綿等の濃度測定を行うこと。併せて、管理区域内の負圧状況の測定を実施すること。

(2) 周辺環境（騒音、振動）

解体工事期間中において、騒音、振動の連続測定を実施し常時監視すること。

また、騒音及び振動が最も発生すると考えられる時期に、敷地境界線上 4 地点で測定を行うこと。

(3)解体廃棄物、除染汚泥

処分先の受入基準を満たす分析を行い、適正に処分するものとし、分析結果を発注者に報告すること。

環境調査項目等の一覧表

測定の目的	対象物	測定項目	測定場所等	地点数	測定時期	測定回数	測定頻度・内容	備考
周辺環境 (敷地内)	大気	ダイオキシン類濃度	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	24h/日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回	24h/日/回	
					工事完了後	1回	24h/日/回	
	標準土	ダイオキシン類濃度・重金属①	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	標準土の取扱は仕様書による	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回		
					工事完了後	1回		
	大気	石綿の濃度	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	1日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回	1日/回	
					工事完了後	1回	1日/回	
	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回		
			敷地内	1地点	工事中	常時	工事日	常備騒音計・振動計
	環境	気象一般	敷地内	1地点	工事中	1回/日	工事日	工事期間中
風向・風速		常時						
安全対策	ダイオキシン類付着物機器	ダイオキシン類濃度・重金属②	必要分析箇所	必要箇所	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による
					除染後	1回以上	受注者の除染確認方法による項目	
	作業環境	ダイオキシン類濃度・粉じん濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による管理区域毎
					工事中	1回	測定項目×管理区域毎	
	除染後	1回以上	受注者の必要区域毎					
	作業環境	石綿濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	管理区域毎	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルによる管理区域毎
工事中					1回以上	管理区域毎		
除染後					1回	管理区域毎の内・外		
工事確認	排気	ダイオキシン類濃度 石綿濃度	集じん装置排気出口	排気口毎	工事中	2回	測定項目×排気口数	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
	滞水・除染処理排水	処理・処分に必要な項目	滞水・処理水タンク	タンク毎	工事中	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	解体廃棄物	処理・処分に必要な項目	解体廃棄物	必要品目毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×必要回数	必要品目毎
	除染汚泥	処理・処分に必要な項目	汚泥タンク	タンク毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	埋戻土	第2種特定有害物質	埋戻し用客土	受注者の必要地点	埋戻し前		900㎡につき1検体	土壌汚染対策法による

「重金属類①」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、シアン、フッ素、ホウ素、とする。

「重金属類②」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4ジオキサン、とする。

7. 解体跡地整備計画

現時点では未定

8. 工事工程表 (案)

